

第 54 期（令和 6 年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県特定（産業別）最低賃金

第 1 回 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
専門部会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 27 日（金） 13 時 00 分～15 時 00 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室
3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 小材委員、西川委員、峯委員

（使用者代表委員） 原山委員、山下委員、笠委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （ 1 ） 部会長、部会長代理選任
- （ 2 ） 当専門部会の公開について
- （ 3 ） 最低賃金に関する基礎調査結果の概要等
- （ 4 ） 基本的見解の表明
- （ 5 ） 金額提示（金額審議を含む）
- （ 6 ） その他

5 議事内容

指導官

ただ今から令和 6 年度第 1 回熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

今後の審議におきましては、この専門部会の名称を「電気機械専門部会」と略称させていただきますことを御了承願います。

まずは定足数の報告です。本日の委員の出席は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 9 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

次に、本日の資料について確認いたします。会次第に添付しております「資料目次」を御覧ください。資料 1 から資料 8 まで用意しておりますので御確認ください。資料に不足等がある方は後程でも結構ですのでお申し出ください。資料の確認は以上となります。

続きまして公開についてです。熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会第 7 条第 1 項により、当専門部会は原則として公開することとなっております。

す。事務局では、傍聴希望者を公示しましたが、傍聴の申込はありませんでした。

次に、委員の任命についてです。熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会は、資料2にあります最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条各項及び資料1にあります熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第3条に基づき、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の計9名で構成することとなっております。

令和6年度の輸送機械専門部会の委員を任命するに当たり、資料2にあります最低賃金審議会令第3条に基づき、熊本労働局長が候補者の推薦公示を8月21日から9月5日まで行い、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の候補者の推薦をいただきました。この方々に公益代表委員から推薦された候補者3名を加えた計9名について、熊本労働局長が電気機械専門部会委員として任命いたしましたところ です。

資料3を御覧ください。令和6年度電気機械専門部会名簿になります。本日お集りの委員の皆様が掲載されております。人事異動通知書につきましては、労働局長からの交付に替えまして、皆様のお手元にお配りしておりますので、御了承いただきますとともに、内容を御確認いただきますようお願いいたします。名簿及び人事異動通知書に万が一、不備等がございましたら、事務局まで御連絡ください。

それでは、令和6年専門部会委員の皆様を、資料3の名簿に沿って紹介させていただきます。

公益代表委員です。

泉委員です。

泉委員 よろしくお願いいたします。

指導官 本田委員です。

本田委員 よろしくお願いいたします。

指導官 森口委員です。

森口委員 よろしくお願いいたします。

指導官 労働者代表委員です。
小材委員です。

小材委員 よろしくお願いいたします。

指導官 西川委員です。

西川委員 よろしくお願いいたします。

指導官 峯委員です。

峯委員 よろしくお願ひします

指導官 続きまして使用者代表委員です。
原山委員です。

原山委員 よろしくお願ひします。

指導官 山下委員です。

山下委員 山下です、よろしくお願ひします。

指導官 笠委員です。

笠委員 よろしくお願ひします。

指導官 委員の皆様方よろしくお願ひいたします。
それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。
まず、1番目の議題「部会長及び部会長代理の選出」です。
資料2を御覧ください。最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされており、第25条第4項において、第24条の規定は、専門部会について準用するとあります。従いまして専門部会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなります。
候補につきましては、事前に開催いたしました公益委員の打合せで、部会長候補に本田委員が推薦され、また、部会長代理候補に泉委員が推薦されていますので、これより選挙により決定したいと思います。
まず、部会長の選挙から行います。
部会長を本田委員とすることに賛成の方挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

指導官 ありがとうございます。
賛成多数により本田委員が部会長に選出されました。
続きまして、部会長代理を泉委員とすることに賛成の方挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

指導官 ありがとうございます。
賛成多数により泉委員が部会長代理に選出されました。
部会長に本田委員、部会長代理に泉委員が決定されました。本田部会長、泉部会長代理よろしくお願ひいたします。

それでは、電気機械専門部会長に選出されました本田部会長から御挨拶をいただくとともに、以後の議事につきまして、本田部会長に進行をお願いしたいと思います。

部会長よろしく申し上げます。

部会長

互選していただきました本田です。

地域別最低賃金と違いまして、特定（産業別）最低賃金のほうは、労使委員が労働条件の向上であるとか公正競争の観点から、特に地域別最低賃金よりも高い金額が必要なんだと考えて設定しているものですから、地域別最低賃金以上に労使のイニシアティブで、しかも合意に至れるように、一致して結論を出せるように、皆さんで調査審議を進めていければと思っています。

私のほうで拙い進行になるところがあると思いますが、一生懸命務めますのでどうぞよろしくお願いいたします。

では、審議に入らせていただきます。

先ほど案内のあった次第を見ていただくと、5つ議題が予定されています。議題（2）は「当専門部会の公開について」です。冒頭で事務局からお話があったように原則は公開なのですが、審議に先立って当専門部会の公開・非公開の取扱いについて決めておきたいと思います。

資料1を改めて見ていただきたいのですが、第7条第1項で原則は公開だけれども、但し書きにおいて、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、非公開にすることができるとされております。

特定（産業別）最低賃金の議論においては、それぞれの主張の根拠として、具体的な企業のお話をするところがあったり、数値を出されることもあったりして、個人や団体に関する情報が取扱われるという側面もございます。これによって個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれもあると思われまますので、第7条第1項但し書きにおいて非公開としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（ 委員全員異議なし ）

部会長

よろしいですか。では非公開とさせていただきます。

当専門部会の審議、最大でも3回のうちには結論に至りたいと考えておりますけれども、以後非公開といたします。

（ 以下、非公開 ）